

令和5年11月 27日

大河原町議会議長

岡崎 隆 殿

総務産業常任委員会  
委員長 須藤 慎

### 所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので、大河原町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

#### 記

1. 開催の日時 令和 5年 10月 2日 ( 月 )  
午前10時00分から午後12時00分
2. 開催の場所 委員会室
3. 出欠委員の氏名  
出席委員 須藤 慎 高橋 豊 万波 孝子 佐藤 貴久  
高橋 芳男 大沼 忠弘 佐久間 克明
4. 説明のため出席した者の職氏名 商工観光課長 菅野 敏洋
5. 議会事務局の出席職員の職氏名 議会事務局長 齋 修  
議会事務局長補佐 伊藤 みどり

## 6. 所管事務の調査事項

- (1) インボイス制度が施行されることでのシルバー人材センターへの影響について
- (2) 大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に係る申請の資格（欠格事由）の見直しについて

## 7. 調査の結果及び意見

- (1) インボイス制度が施行されることでのシルバー人材センターへの影響について

### 1. シルバー人材センターにおける契約方法の見直しによる対応

#### (1) 契約方法の見直し

- ・発注者から会員へ直接業務委託契約となるよう契約方法見直しを行うことで発注者のみ消費税を負担することになる。

#### (2) 請負金額の値上げ

- ・センターに発注する場合に適正な価格設定を行う。  
（事務費 10%から 12%値上げをしている）
- ・インボイス制度の導入に伴う経過措置が適用される 3 年間は契約金額の値上げで対応する。

- (2) 大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に係る申請の資格（欠格事由）の見直しについて

#### (1) 大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の中に新たに欠格条項を追加することについて

- ・委員会メンバー総員賛成により、欠格事項を追加することに決定した。

#### (2) 欠格事項の内容について

- ・「寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」  
（欠格条項）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- (1) 市長又は寝屋川市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人(次号において「役員等」という。)となっている団体
- (2) 寝屋川市暴力団排除条例(平成 25 年寝屋川市条例第 20 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその役員等のうちに同条第 3 号に規定する暴力団員若しくは同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者がある団体
- (3) 寝屋川市及び他の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない団体
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める団体
  - ・上記の条項を見本として、大河原町に当てはまるように変更し、

追加する方向で決定した

- ・執行部の精査が必要である案件であるため、「欠格条項」について意見を聞く機会を設ける。

## 8, 委員の意見とまとめ

### 質疑

- ・仕事量も増えて物価も上がっている  
請負金額の」上げるタイミングは。  
早急に来年の4月からでも上げないとやっていけなくなる。
- ・インボイス登録のためにフォーマットを作っけてあげてはどうか。  
状況を見ながら対応していく。
- ・契約の直接受注になったら請求書や領収書はどのようになるのか。  
事務手続きはシルバー人材でやるので負担は増えない。電子化を進めなければならない。

・

### まとめ

- ・シルバー人材センターについて契約方法の見直しに対応するために補助金の増額が必要である。
- ・大河原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に係る申請の資格（欠格事由）の見直しについては継続協議とする。